

エイプレイス赤羽

訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業（北区独自訪問型サービス）

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、株式会社エイプレイスが開設する訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（北区独自訪問型サービス）事業所（以下「事業所」という）が行う訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（北区独自訪問型サービス）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または介護職員初任者研修課程の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 エイプレイス赤羽
- （2）所在地 〒115-0042 東京都北区志茂4-39-5 サンセゾンI

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
 - 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- （2）サービス提供責任者 1名以上
 - サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行なう。
 - 訪問介護計画（介護予防・日常生活支援総合事業（北区独自訪問型サービス）計画書）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
 - 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サ

ービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

- 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 常勤換算方法 2.5名以上

- 訪問介護員等は、訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（北区独自訪問型サービス）の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間
- (3) サービス以外の受付時間 9:00～18:00

※ 土日祝日及び、12月29日～1月3日を除きます。

(事業の内容および利用料等)

第6条 訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（北区独自訪問型サービス）の内容は次のとおりとし、当該サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた基準額から法定に沿った利用者負担割合分を算定した額になる。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担とする。

- (1) 身体介護（排泄介助、食事介助、更衣介助、移乗・移動介助等）
- (2) 生活援助（掃除、見守り、洗濯、調理、買い物等）
- (3) 北区独自訪問型サービス（運動・移動について等）

2 前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までに利用者に説明することとする。また、その場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

3 利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については利用者が負担するものとする。

4 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その都度、実費とする。

5 利用者の都合でサービス当日にキャンセルする場合には、キャンセル料を申し受ける。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、

キャンセル料は不要。

時 期	訪問介護	介護予防・日常生活支援総合事業（北区独自訪問型サービス）
サービス利用の前日まで	無 料	無 料
サービス利用の当日	予定サービスの 100%	1,000 円（税別）

※ サービスの提供にあたっては、エリア外であっても交通費は請求しない。

（サービス内容）

- （1）利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他政令で定める者により行なわれる、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行なうことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- （2）サービス提供にあたっては訪問介護計画書に沿って計画的に提供する。
- （3）サービス内容の詳細については訪問介護お客様シートによりご利用者の希望を確認したうえで実施する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

北区、埼玉県川口市

（衛生管理）

第8条 サービス提供に際し、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じるものとする。

（緊急時における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法）

第10条 介護サービスの提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管する。キーボックスは無償で提供する。契約終了時に返却いただく。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した介護サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は北区の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して北区が行なう調査に協力するとともに、北区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、北区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を北区に報告する。

5 事業所は、提供した介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情受付体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを北区に通報する。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第14条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに北区、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を確保する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 適宜

2 事業者は訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する当該サービスの提供をさせないものとする。

(記録の整備)

第16条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 北区への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(研修・教育体制)

第17条 事業所は従業員に対し、その知識及び技術の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会及び内容を実施する。

附 則

この規程は、令和 4年 3月 1日から施行する。